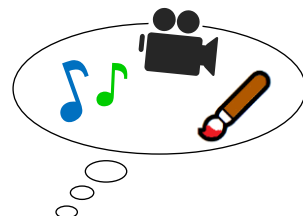


# 令和6年度 国分寺市芸術文化振興事業補助制度 応募の手引



## 芸術文化振興事業補助制度とは…

皆さんが行っている芸術文化活動で、市民の交流を深め、国分寺市の活性化を図りませんか。国分寺市は、このような事業に対して補助金を交付し、「市民が身近に芸術にふれあえるまち」の実現をめざしています。



©ホッチプロジェクト

**募集  
期間**

令和5年

**9月1日(金)～9月29日(金)**

## 受付場所・お問合せ

市民生活部 文化振興課 文化振興担当

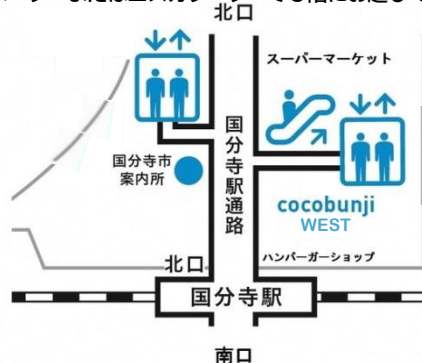
**☎ 042-313-8182**

✉ [bunkashinkou@city.kokubunji.tokyo.jp](mailto:bunkashinkou@city.kokubunji.tokyo.jp)

〒185-0012

国分寺市本町3-1-1 cocobunji WEST5階

エレベーターまたはエスカレーターで5階にお越しく下さい。



この手引は文化振興課 (cocobunjiプラザ内)、いずみホール、各公民館・地域センター等で配布しています。

また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

# も く じ

1. 補助金交付の対象となる事業 .....1p
2. 補助金交付の対象となる団体 .....1p
3. 補助金交付のながれ ..... 2p
4. 補助金の対象となる経費 ..... 3p
5. 交付される補助金額 ..... 3p
6. 補助金交付決定後に事業内容等を変更する場合 ..... 4p
7. 補助金の交付決定が取り消される場合 ..... 4p
8. その他ご不明な点やご質問は… ..... 4p

(参考) これまで対象となった事業例

事業名	事業目的・概要
舞台公演&ワークショップ	子どもから年配の方まで参加する演劇ワークショップにより、身体や頭を使って新しい自分を発見してもらう。また、舞台公演を通して芸術を感じてもらうため、定期的に舞台公演を行う。
緑のギャラリーうおーく	市内のギャラリーやクラフトヴィレッジでアート作品の発表を行い、市民や市外からの来訪者にアートを巡る町歩きを通して、国分寺市の良さを再認識してもらうことを目的に、市内各所でアートに触れるイベントを行う事業。
芸術と文化の森創造事業	地域の方を中心とした文化芸術活動を発信していく場作りを行い、音楽や映像や絵や楽器に触れる機会を創造していくことで、地域に住む親子の豊かな心を育み、人と人の関わりを通じた地域コミュニティ充実を図る。
オンライン椅子タップダンス体験会	椅子に座ったまま行うタップダンスと立って踊るタップダンスを通して、踊る楽しみ・観る楽しみを学び・体感する。音楽を奏でながら楽しく身体を動かすことで、コロナ禍での健康維持増進を図ることを目的としている。
茶道体験教室	日本の伝統文化である「茶道」に興味を持つ多くの市民（特に若い世代の父母を中心に）に「家族で日常楽しめる抹茶の点て方と頂き方」の体験と、茶席に招かれた時の心得を身に着け、日常生活に入りやすく楽しみやすくする。

## 1. 補助金交付の対象となる事業

団体が市民を対象に行う**芸術文化振興事業**注)で、次のようなものが対象となります。

- ① 人のつながりが深まり，コミュニケーションが活発になることが期待できる事業
- ② 事業の効果が多くの市民に広がることを期待できる事業
- ③ 市の特徴を生かし，多くの市民が自らの住むまちに愛着を持てるようになることが期待できる事業

注) **補助金交付の対象となる「芸術文化振興事業」とは…**

**芸術**：文学，音楽，美術，写真，演劇，舞踊，他

**伝統芸能**：雅楽，能楽，文楽，歌舞伎，組踊，他

**メディア芸術**：映画，漫画，アニメーション，コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術，他

**芸能**：講談，落語，浪曲，漫談，漫才，歌唱，他

**生活文化**：茶道，華道，書道，食文化，他     **国民娯楽**：囲碁，将棋，他

### ❗ 次のような団体や事業は 対象になりません

- ① 営利を目的としたもの
- ② 宗教の教義の布教等を目的としたもの
- ③ 政治上の主義主張に関わるもの
- ④ 特定の公職の候補者もしくは公職にある者，または政党を推薦，支持し，またはこれらに反対することを目的とするもの
- ⑤ 公的機関等の組織に事務局を置いている団体，または公的機関等が設立した団体
- ⑥ 公的機関等から活動財源の2分の1以上の補助・寄附等を受けている団体
- ⑦ 他から補助または委託を受けて実施される事業
- ⑧ 既に芸術文化振興事業補助金の交付を受けている事業

※当該事業が年度内に完了せず複数年度にわたるとき，または当該事業を複数年度にわたり継続して実施するときは，連続する3年度の間は対象となります。

## 2. 補助金交付の対象となる団体

市内での活動実績が 1年程度あり，おおむね 5人以上の方々がその活動を行っている団体。

※個人での活動や発表会は，対象になりません。

### 3. 補助金交付のながれ ★印は、申請団体の手続等が必要な項目です。

<p><b>★ 申請書提出</b></p> <p>提出期限：令和5年9月1日(金)          ~9月29日(金)          土・日・祝日を除く          午前9時から午後5時まで</p> <p>提出場所：文化振興課          (cocobunji WEST 5階)          ※窓口で15分ほど聞取りを行います。</p>	<p>下記書類を直接、文化振興課 (cocobunji WEST 5階) へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請書 (様式第1号)</li> <li>② 企画書 (様式第2号)</li> <li>③ 団体の直近の収支予算書</li> <li>④ 定款, 規約または会則等</li> <li>⑤ 団体の役員構成 (名簿)</li> <li>⑥ 活動報告書等過去の活動実績がわかるもの</li> </ul>
<p><b>審 査</b></p>	<p>提出された書類が、市の規則の要件を満たしているか審査します。</p>
<p><b>★ 審査会 (審査プレゼンテーション)</b></p> <p>令和5年11月12日 (日)          午前10時15分~</p>	<p>cocobunjiプラザで開催する審査会にて、プレゼンテーション (公開) をしていただきます。</p>
<p><b>交付・不交付決定</b></p>	<p>審査会の結果、交付団体と補助金の交付予定額を決定します。</p> <p>※交付決定については、予算の範囲内で審査点の高いものから順に交付します。</p>
<p><b>【事業終了後】</b></p>	
<p><b>★ 報告書提出</b></p>	<p>事業終了後、下記書類を文化振興課 (cocobunji WEST 5階) へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 実績報告書 (様式第6号)              ※交付決定された団体に後日送付します。</li> <li>② 事業の実施概要のわかるもの              (パンフレット, プログラム, 写真等)</li> <li>③ 補助の対象となる経費の領収書</li> </ul>
<p><b>補助金の交付</b></p>	<p>補助金額を確定して交付します。</p> <p>ただし、補助金がないと事業が実施できない場合は、予定される補助金額の2分の1を限度として前払いが認められることがあります。</p>
<p><b>★報告・審査会 (評価プレゼンテーション)</b></p> <p>令和7年3月を予定</p>	<p>実施した事業のプレゼンテーション (公開) をしていただきます。</p>

## 4. 補助金の対象となる経費

区分	対象経費
謝金	講座講師・講演会講師・協力者・指導者謝金（1人1日10万円を上限） ※交通費は対象外
会場・舞台費	会場使用料（練習，企画会議に使用したときは，本番前6か月以内の費用のみ対象），舞台大道具・小道具使用料（会場備付け楽器を含む），音響・照明費，会場案内用看板制作費
使用料	機材等の借用料，楽器借用料，楽譜借用料，著作権料
設置運搬費	専門業者等でないと運搬できない対象事業に必要な不可欠な楽器・作品等の運搬費及び設置費
印刷製本費	プログラム，ポスター，パンフレット，案内状，入場券等の印刷製本費，写真現像代
通信費	ポスター，パンフレット，案内状等の郵送費
消耗品費	プログラム，ポスター，パンフレット，案内状，入場券等の印刷に使う用紙，インク代 ※参加者が持ち帰る成果品や，参加に当たり飲食するものは対象外
保険料	参加者の事故に対する保険料 ※対象団体の運営上加入している保険は対象外

### ❗ 次のような経費は補助の対象になりません

- ① 事業が実施される日の6か月より前に行った練習・企画会議での会場使用料
- ② 団体の事務所等の賃借料，保証金，敷金および光熱水費等
- ③ 団体の人件費
- ④ 事業終了後も継続的に使用できる備品類（パソコンやプリンタ，裁断機等のほか，カッターやはさみ等）の購入費
- ⑤ 事業終了後に参加者が持ち帰りできるものとその材料費，食べ物・飲み物等
- ⑥ その他適当でないと認められるもの

## 5. 交付される補助金額

補助金は、1事業につき50万円を限度で交付し，以下の割合で算出します（1,000円未満は切り捨て）。当該事業が年度内に完了せず複数年度にわたるとき，または当該事業を複数年度にわたり継続して実施するときは，連続する3年度の間は申請できます。

- ① 初年度については，対象となる経費の3分の2まで
- ② 2年目，3年目については，対象となる経費の2分の1まで

ただし，入場料や参加費等，その事業に係る収入と補助金の額との合計が，対象となる経費の総額を超える場合は，その超える額を補助金から差し引きます。

## 6. 補助金交付決定後に事業内容等を変更する場合

事業の目的を達成するために、計画内容や予算内容を変更する必要がある場合には、必ず事前に市（文化振興課）にご相談ください。

※変更した場合、翌年度の審査会では継続事業追加点の加算はされません。

また、団体名、役員の構成、事務所等の所在地、定款等、直近の収支予算書等、申請時に提出いただいた内容に変更があったときも、届出が必要です。

## 7. 補助金の交付決定が取り消される場合

補助金の交付を決定した後に、その事業を実施しなかった、あるいは申請した内容と違う事業を行なった場合等には、補助金の交付決定が取り消されます。

※既に補助金が交付されている場合には、返還していただきます。

## 8. その他ご不明な点やご質問は…

市民生活部 文化振興課 文化振興担当までお問い合わせください。

☎ 042-313-8182

受付時間は土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までです。



市民が身近に芸術にふれあえるまち・こくぶんじ  
の実現において